

# 入園のしおり ①

きらきら第二保育園 代表 池田英子 園長 藤澤祥子

連絡 086-244-8013 休園中の緊急連絡先050-3707-9159

※お電話の際には「〇〇組、△△△の母です」と、組と園児名を伝えて下さい

※お弁当の注文キャンセルは当日8:00までの受け付けです

**時間** ■ 開園7:30～18:00(日祝休園) その他行事により休園あり。行事予定表でご確認ください

■ 19:00まで延長可能(延長の利用は事前連絡が必要となります)

**健康** ■ 37.5度以上の熱の場合はお預かりできません。(平熱が高めの方はご相談ください)

■ 伝染病の場合、必ず病院での登園許可証が必要です。  
(規定の用紙が園にありますが、各病院用の様式でも構いません。様式はホームページからもダウンロード頂けるように準備中です)

■ 保育園では原則与薬を行えません。入園のしおり③をご覧の上ご理解ください。

**登降園** ■ 必ず9:15までに登園して下さい。

■ 保護者用の名札が無い方の送迎は出来ません

名札の無い方のお迎えは連絡が必要です

■ 7:30より前の受け入れは、受け入れ準備が必要なため出来ません

■ お休みや遅れる場合(9:15を過ぎる場合)は必ず、連絡して下さい

■ 9:15～15:30まで北の門は施錠しています。南門をご利用して下さい

■ 門のカギは毎回、必ず上と下全部施錠して下さい

■ 登園前に体調【熱など】身だしなみのチェックを必ずしてから登園して下さい。

## 登園の手順

①検温(保護者の方が園児の検温を行ってください)

②手の消毒(保護者の方が園児の消毒を行ってください)

③伝達 ④入室

## 降園の手順

①伝達

②ご挨拶(室内でご挨拶をしてから職員が扉を開けます)

③受け渡し

## 送迎時マナー、注意点

■ 送迎時間によっては込み合います。検温や消毒の順番待ちや伝達などで多少お待ち頂く場合もあります。時間に余裕を持っての送迎をお願いいたします。また、伝達や検温の順番は来られた順に行いますので順番をお守りください

■ 降園時は園庭で遊んだり、立ち話などをされないように速やかにお帰り下さい

■ 駐車場の数が限られています。駐車場で長居をしないように譲り合いましょう

■ 駐車場での事故は自己責任になります。十分気を付けてください

■ 駐車場が込み合っている場合、民家の前で順番待ちをしないようにしてください。駐車は保育園以外では出来ませんのでご注意ください。

# 入園のしおり ②

- その他**
- 園に必要な無いものを持って来ないようにしてください。(おもちゃ、おかしなど)
  - 髪飾りやピンは禁止です。髪の毛をくるゴムは小さなビニール製のゴムは避け、普通のゴムのみで飾りなどが付いていないものに限らせていただきます。※わかりにくい場合はご相談ください
  - 食べながらの登園はお控えください
  - 集金はそら組のみで受け付けています。受け取り書は無くされないようにしてください
  - すべてのお支払いはおつりのないようにご用意して下さい。

## 防犯・安全対策 (◇ご父兄へのお願いや◆園での対策)

### 不審者 対策

- ◇ 保護者名鑑は必ず見えるように首にぶら下げてください。  
(名札の無い方で連絡を頂いていない場合はお子様のお渡しは出来ません)
- ◇ 降園時は速やかにお帰り下さい。(園庭で遊んだり駐車場での長居にならないように)
- ◇ 北門は9:15-15:30間、施錠しています。施錠中の場合は南門を利用して下さい。
- ◆ セコムと警察に近辺の見回り強化をお願いしています
- ◆ 門は上下2重ロックをの徹底
- ◆ 近隣の家や会社には普段から気にかけていただき、いざという時の協力をお願いしています
- ◆ 防犯訓練は防災訓練とは別に定期的に行っています
- ◆ 園庭遊び中は南門を完全施錠致します
- ◆ 防犯カメラを設置しています
- ◆ 防犯対策の見直しは定期的に、かつ頻繁に行い、必要に応じて保護者の皆様にお知らせいたします
- ◆ 外遊びの際には十分に安全に配慮し、不審者多発時は園外活動を自粛し外遊びは園庭を中心に行います。

### 災害時 安全対策

- ◇ 災害時は混乱が生じますので問い合わせの電話をかけたこないようにしてください
- ◇ 台風や気象による災害が心配な場合、園からの連絡が取れるようにしてください
- ◇ 災害時の電話連絡は職員の携帯電話からする場合がありますのでご了承お願いいたします
- ◇ 震度5以上の地震がおきた場合、1時間以内に至急お迎えをお願いします
- ◇ 津波警報が出た場合、西小学校に避難をします。お迎えは西小学校にお願いいたします
- ◇ 防災カードを家族に一枚作成をお願いします。
- ◆ 月に一度、避難訓練を行っています
- ◆ 災害時の避難マニュアルを制作し、定期的に確認し見直しを行っています
- ◆ いざという時は近隣の方にも協力をお願いしています
- ◆ 火災の場合は避難マニュアルをもとに園前の公園に避難し安全を確保してから迎への連絡をさせていただきます
- ◆ 防災カードは災害時の連絡方法として避難用具の一部とさせていただきます。
- ◆ 台風の場合、警報でも園は開園していますが、洪水レベルによって休園を判断する場合があります

### その他 安全対策

- ◆ 感染予防のため嘔吐や下痢で汚れた洋服は園で洗うことをいたしません
- ◆ 午睡中のチェックは最低でも10分又は15分に一度、園児一人ずつ確認しています
- ◆ 年に一度、消防や市の保育課からの監査や指導を仰ぎ点検して頂いています

## 与薬の取り扱いについて

## 1. 保育所での与薬について

お子さんへの与薬は、本来、保護者が保育所に登所して行っていただくものです。しかし、緊急時や止むを得ないと主治医が判断した場合には、保護者の責任のもと、保育所の担当者が保護者に代わり与薬を行います。お子さんが主治医の診察を受ける際には、保育所にて保育されている時間帯、並びに保育所では原則与薬ができない旨を主治医にお伝えください。そのうえで、保育中に止むを得ず与薬の必要がある場合のみ、与薬の申し出を行ってください。

## 2. 必要書類

処方薬には、A「与薬に関する主治医意見書」とB「与薬依頼確認書」を添付し、原則、職員に必ず手渡ししてください。

その際、与薬方法等について保育士が聞き取りを行いますので、保育士の記入内容に間違いがなければ、Bに署名捺印をしてください。なお、与薬を行った後に、与薬報告書をお返しします。

※上記ABの様式は、ホームページよりダウンロードできます。(近日予定)

## 3. 注意事項

- ① 保護者の個人的な判断で持参された薬(市販薬品等)は、保育所では与薬できません
- ② 種類ごとにそれぞれの意見書が必要です。例:目薬と飲み薬を持参の場合、薬ごと別々の意見書が必要です。
- ③「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら...」「発作が起こったら...」などのように症状が出たら薬を与えなければならない場合、与薬の要否の判断が保育所では困難なため対応できない場合もあります。
- ④ ③のような場合でもお医者様からの意見書がある場合は与薬できるものとします。保管用の薬は使用期限を必ずお知らせください。使用期限の無いものは処方の際に伺ってください。
- ⑤ 薬の袋や容器には、お子さんの氏名と日付をご記入ください
- ⑥ 与薬する薬は、当日分(1回分)のみご持参ください。
- ⑦ むり薬や目薬など一回分に分けにくいお薬はそのままご持参ください。但し、一日ごとお返しするようになります。
- ⑧ お医者様の意見書に従って与薬を行いますので、余った薬など日付けを超過しているものは与薬出来ません
- ⑨ 同じ薬を再度処方された場合でも主治医の意見書が必要となります
- ⑩ 当日受け取ったお薬以外の与薬をすることは出来ません。
- ⑪ お子さんが薬を飲むことを強く嫌がった場合、飲みこぼした場合などはそれ以上に与薬は行いませんのでご了承ください

以上、保育指針に基づいて保育所での与薬の規定を定めます。